

岩倉市指定袋に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年岩倉市規則第15号）第3条に規定するごみと資源の排出に使用する袋（以下「指定袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定袋の規格等）

第2条 指定袋の規格は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、指定袋の規格を変更し、又は廃止することができる。

（1）材質

ア 燃やすごみ用の指定袋は、高密度ポリエチレン80%及び低密度ポリエチレン20%の混合素材製とする。

イ 破碎ごみ用及びプラスチック製容器包装資源用の指定袋は、低密度ポリエチレン製とする。

（2）厚さ

0.03mm程度で袋の大きさ及び用途に応じた丈夫なものとすること。

（3）強度

各指定袋の材質の引張強度は、19.6MPa(200kgf/cm²)以上とすること。

（4）容量

ア 燃やすごみ用及び破碎ごみ用の指定袋は、30リットル及び10リットルとする。

イ プラスチック製容器包装資源用の指定袋は、45リットル及び30リットルとする。

ウ 袋の口を縛った状態で、所定の容量のごみ等が収容できること。

（5）形状

手提げ袋とし、10リットルの指定袋はマチ付きとすること。

(6) 大きさ

- ア 45リットルの指定袋の大きさは、縦800mm 横650mmとする。
- イ 30リットルの指定袋の大きさは、縦700mm 横500mmとする。
- ウ 10リットルの指定袋の大きさは、縦500mm 横450mmとする。ただし、横の大きさはマチ（折込部を広げた値）を含むものとする。

(7) 色

- ア 燃やごみ用の指定袋は、乳白色半透明とする。ただし、乳白色は着色したものとし、かつ、内容物が識別できる程度の透明度を有すること。
- イ 破碎ごみ用の指定袋は、無色透明とする。
- ウ プラスチック製容器包装資源用の指定袋は、青色透明とする。
- エ 着色に使用する顔料には、指定袋を焼却又は埋立てたときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

(8) 表示

- ア 袋本体及び外装用の袋には、別に定める表示をすること。
- イ 表示の印刷は、燃やごみ用の指定袋は緑色、破碎ごみ用の指定袋は赤色、プラスチック製容器包装資源用の指定袋は黒色とすること。
- ウ 表示に使用するインクには、指定袋及び外装用の袋を焼却又は埋立てたときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

（指定袋の製造等をしようとする者の承認）

- 第3条 指定袋の製造、輸入又は販売をしようとする者（当該指定袋に、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づく表示をしようとする者に限る。）は、市長に指定袋承認申請書（様式第1）を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
- (1) 定款の写し及び法人登記全部事項証明書（申請者が法人の場

合)

- (2) 住民票の写し（申請者が個人の場合）
- (3) 袋の仕様及び大きさ等の図面及び見本品
- (4) 予定製造販売数量及び予定販売店名の一覧
- (5) 使用する顔料及びインクの成分証明書
- (6) 厚さ及び強度の試験成績書
- (7) その他市長が必要と認める書類等

- 3 市長は、第1項の申請に対して承認をしたときは、指定袋登録簿（様式第2）に記載し、承認番号を付して指定袋承認書（様式第3）を交付するものとする。
- 4 市長は、前条ただし書の規定により指定袋の規格を変更し、又は廃止しようとするときは、当該規格変更又は廃止をしようとする日の3か月前までに前項の承認を受けた者（以下「製造者等」という。）にその旨を通知するものとする。
- 5 第3項の承認は、前項の通知をしたときは、同項の規定による変更又は廃止をしようとする日をもって、その効力を失うものとする。
- 6 前項の場合において、第3項の承認を受けた者に損害が生ずることがあっても、市はその損害を補償しないものとする。
(改善の指示及び承認の取消し等)

- 第4条 市長は、前条第3項の規定により承認した指定袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるとときは、製造者等に対しその改善を指示するものとする。
- 2 市長は、前項の指示を受けた者が当該指示に従わないとときは、承認を取り消し、当該事実を公表することができる。
 - 3 前項の規定により承認の取消しを受けた者は、直ちに指定袋承認書を市長に返還しなければならない。
 - 4 市長は、第2項の規定により承認を取り消された者及び承認を受けていないのに承認を受けた者として指定袋の製造、輸入又は販売をした者に対し、その事実が判明した日から2年間指定袋の製造等の承認をしないものとする。
- (変更の届出)

第5条 製造者等は、申請事項に変更が生じた場合、速やかに指定袋変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更届には、第3条第2項各号に掲げる書類等のうち、変更の内容に必要とされるものを添付しなければならない。

（廃止の届出）

第6条 製造者等は、指定袋の製造、輸入又は販売を廃止しようとするときは、市長に指定袋承認書を返還し、指定袋廃止届（様式第5）を提出しなければならない。

（製造者等の責務）

第7条 製造者等は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、自ら販売し、又は小売店等に対して販売し、円滑な販売が行われるよう努めなければならない。

2 製造者等は、毎年4月30日までに市長に前年度の製造販売数量等を指定袋実績報告書（様式第6）により、指定袋及び外装袋の見本品を添えて報告しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成27年10月1日以後に使用される指定袋に適用し、同日前に製造された指定袋については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

指 定 袋 承 認 申 請 書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
代表者氏名
電話番号

岩倉市指定袋の製造者等として承認を受けたいので、岩倉市指定袋に関する要綱第3条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 指定袋の種類

2 仕様

添付書類等

- (1) 定款の写し及び法人登記全部事項証明書（申請者が法人の場合）
- (2) 住民票の写し（申請者が個人の場合）
- (3) 袋の仕様及び大きさ等の図面及び見本品
(材質、寸法、厚さ、袋の色、袋及び外装袋のデザインがわかるもの)
- (4) 予定製造販売数量及び予定販売店名の一覧
- (5) 使用する顔料及びインクの成分証明書
- (6) 厚さ及び強度の試験成績書
- (7) その他 ()

様式第2（第3条関係）

指定袋登録簿

様式第3（第3条関係）

指 定 袋 承 認 書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで提出された申請内容について審査した結果、指定袋の製造者等として適格であると認められるので、岩倉市指定袋に関する要綱第3条第3項の規定に基づき下記のとおり承認します。

記

1 承認年月日

2 承認番号

3 製造者等の名称

4 その他

- (1) 申請事項に変更が生じた場合は、速やかに指定袋変更届（様式第4）により届け出ること。
- (2) 指定袋が規格に適合しないときは、岩倉市指定袋に関する要綱第4条により規格不適合の内容について改善を求める。

様式第4（第5条関係）

指 定 袋 変 更 届

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
代表者氏名
電話番号
承認番号

先に岩倉市指定袋の製造等に関して承認を受けた内容に変更が生じましたので、岩倉市指定袋に関する要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容及び変更理由

添付書類等

変更の内容がわかる書類等を添付すること。

様式第5（第6条関係）

指 定 袋 廃 止 届

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
代表者氏名
電話番号
承認番号

岩倉市指定袋の製造、輸入及び販売を廃止しますので、岩倉市指定袋に関する要綱第6条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止年月日

2 廃止する理由

添付書類

岩倉市指定袋承認書

様式第6（第7条関係）

指 定 袋 實 績 報 告 書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
代表者氏名
電話番号
承認番号

岩倉市指定袋に関する要綱第7条第2項の規定に基づき 年度分の実績について下記のとおり報告します。

記